

平成 29 年 第 12 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 29 年第 12 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 29 年 12 月 15 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 29 年 12 月 15 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 29 年 12 月 15 日 午前 11 時 20 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 11 番	諏訪 光一		席番 12 番	野口 昭浩	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	中尾		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 93 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 94 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 95 号 非農地証明願の承認について 議案第 96 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 97 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 98 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	---

議長	山下	<p>ただいまから、平成 29 年第 12 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 11 番、諏訪委員と、席番 12 番、野口委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、道山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	道山	<p>〇〇さん分でございますが、現在、あっせん活動中ではございますが、認定農業者、そしてまた近隣の方にあたっている分けですけれども、なかなか話が進展いたしませんけれども引き続き活動を続けたいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、前迫委員の報告をお願いいたします。</p> <p>3 件、一緒をお願いします。</p>
委員	前迫	<p>あっせんの報告をいたします。</p> <p>〇〇さんの 2 件分については、引き続き作業を進めたいと思います。</p> <p>それから、〇〇さんの分については、あっせんが成立いたしました。2 筆 1,698 m<sup>2</sup>で総額 30 万円ということでございます。譲受人はこの近くに住宅を有しておられまして、普通水稻と生産牛を主に経営している専業農家でございます。以上でございます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、小園委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	小園	<p>はい、〇〇さんの分ですけれども、あっせんを行なっていますが価格の面で申出人は高いのが望みでして、それに対してこちらが当たっているところがなかなか届かないということで、引き続きあっせんを続けたいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p>

<p>委員 萩迫</p>	<p>次に、萩迫委員の報告をお願いいたします。</p> <p>あっせんが成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>資料の 37 番ですが、譲受人は、有明町伊崎田の〇〇さんです。あっせん農地は記載されているとおり、塩水流 615 m<sup>2</sup>の畑と西之俣の 2 筆 2,452 m<sup>2</sup>の田になります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者でありイチゴと普通水稻を栽培しておられます。</p> <p>あっせん成立日は 12 月 9 日で、あっせん委員は萩迫と青山です。あっせん価格は総額で 30 万円でした。以上報告を終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、南委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2 件、一緒をお願いします。</p>
<p>委員 南</p>	<p>あっせんが成立しましたので報告いたします。</p> <p>まず、〇〇さんですが、請け人は〇〇さんでございます。それから〇〇さん分も同じ請け人でございます。この土地が隣接しておりまして土地の形状的にも一緒にあっせんをしないことには土地利用ができない状況のところでございます、その中であっせんが成立した分けでございます。価格は、地形が複雑なために平地の部分は 10a 当たり 30 万円、一段低い土地がありましたのでその部分につきましては 25 万円ということであっせんが成立いたしました。以上です。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、吉松委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2 件、一緒をお願いします。</p>
<p>委員 吉松</p>	<p>あっせんの報告をいたします。</p> <p>志布志町帖西谷にお住まいの〇〇さんと、千葉県流山市にお住まいの〇〇さんのあっせんですが、両者は親子関係であり、代理人が〇〇さんとなっておりますので、合わせて報告いたします。</p> <p>〇〇さんの持分は 1 筆 80 アール程、〇〇さんの持分が 15 アールでこの 2 筆を合わせて売りたいとの希望です。この地区は、昭和 53 年度から 59 年度まで行なわれた県営特殊農地保全整備事業で整備された優良農地ですが、物件の面積が大きいことと、希望価格が高いこともあって、今のところ決まるまでに至っていません。今後も引き続き、あっせん活動を継続していきたいと思っております。</p>

議長 山下

はい、ご苦労さまでございました。

次に、私の関係分について、報告いたします。

11月21日、志布志町農業者年金受給者会のグランドゴルフ大会が、志布志運動公園ふれあい広場において開催されました。37名の出席でした。

11月22日、有明町農業者年金受給者会のグランドゴルフ大会が、市民グランドにおいて開催されました。62名の出席でした。

11月25日、志布志市農業公社研修ハウス施設の竣工式が、松山町尾野見の現地において開催されました。ビニールハウス12棟、1万2,550平方メートルの研修施設が完成し、新規就農者の育成・増加が期待されます。

次に、日程第4、議案第93号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回は、18件の申請でございます。

まず、5ページ、番号135番を審議いたします。

番号135番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります〇〇さんの出席を要請してございます。

〇〇さんの、入室を許可いたします。

(〇〇氏 入室)

議長 山下

それでは、事務局で説明をお願いいたします。

主任主査 大野

はい議長、それでは議案第93号、農地法第3条の規定による許可申請の番号135番について説明申し上げます。

議案書は、5ページです。

まず、譲渡人は愛知県日進市赤池町にお住まいの〇〇さん69歳で、譲受人は曾於郡大崎町井俣にお住まいの〇〇さん70歳です。

申請地は、記載されておりますとおりでございますが、田が2筆で1,129平方メートルです。

〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日もご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。

今回の申請地の場所でございますが、原田小学校から大崎方向に進みますと原田橋があります。そこから100m進んだところを左折し200m進んだ右手にあります。

〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料2ページのとおりでござ

		<p>います。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のように、全部効率利用要件、下限面積、地域調和要件等、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えられ許可基準のすべてを満たしていると考えます。また、周囲の状況からも支障はないと思われま</p> <p>以上で、番号135番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願</p>
議長	山下	<p>はい、それでは、番号135番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
委員	隈元	<p>〇〇さんおはようございます。〇〇さんのところからこの土地までどれくらいの時間がかかりますか。そして、何を作付けするかお聞かせ下さい。</p>
農業者	〇〇	<p>お世話になります。私は、〇〇さんと川を挟んで隣の大崎町になります。小さい頃から行き来していた場所で、私の家から2キロでございます。水稲を作付けする予定です。</p>
議長	山下	<p>よろしいでしょうか。ほかにございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、ここで、〇〇さんには、退席を お願い いたします。</p> <p>お忙しいところ、ありがとうございました。</p> <p>(〇〇氏 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号136番を審議いたします。</p> <p>番号136番と番号137番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>事務局で説明をお願いいたします。</p>
主任主査	大野	<p>はい議長、それでは議案第93号、農地法第3条の規定による許可申請の番号136番と137番について説明申しあげます。番号136番と137番は、</p>

譲受人が同じですので、同時に説明させていただきます。

議案書は、5 ページです。

まず、譲渡人は松山町新橋にお住まいの〇〇さん 63 歳と愛知県東海市富木島町にお住まいの〇〇さん 53 歳で、譲受人は曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さん 66 歳です。

申請地は、記載されておりますとおりでございますが、〇〇さんの畑が 3 筆、〇〇さんの畑が 1 筆の合計 4 筆で 7,409 平方メートルです。

〇〇さんは認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。

今回の申請地の場所でございますが、県道塗木大隅線を志布志から松山方向に進みますと右手に半下石建設があります。そこから左に曲がって 200 m ほど進んだところに 4 筆あります。

〇〇さんの農業経営につきましては、資料 3 ページののとおりでございますが、農業機械はトラクター 1 台、ポテカル 1 台、軽トラック 3 台、田植え機 1 台、バインダー 1 台を所有し、水稻、大根、甘藷を作付けされているとの事であります。

通作距離は 10 km で、車で約 15 分以内との事です。

申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。

以上のように、全部効率利用要件、下限面積、地域調和要件等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと考えられ許可基準のすべてを満たしていると考えます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。

以上で、番号 136 番と 137 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 山下 はい、それでは、番号 136 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場 (なし)

議長 山下 ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場 (異議なし)

議長 山下 異議なしと認めます。

次に、番号 137 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。



会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、6 ページ、番号 138 番を審議いたします。 吉松委員説明をお願いいたします。
委員	吉松	会長より依頼のありました、番号 138 番について報告をいたします。 譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 75 歳で、譲受人は、同じく志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん 64 歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、申請地の場所につきましては、国道 220 号線、安楽橋の東側にある、コンビニエンスストアの横を、安楽川上流沿いに 200 メートル程行った右側になり、はまさき耳鼻科の下になります。譲受人の〇〇さん宅からは 200 メートル弱、すぐ自宅の前にあります。 申請地は、他の耕作者の水田に挟まれ自由に出入りができない状況で、耕作するには非常に不便な水田でした。今回、譲受人の〇〇さんが取得すると、〇〇さんの水田も L 字型から四角型なることで作業効率もよくなることから、譲受人の強い要望で今回の申請となったものです。 譲受人の〇〇さんは、志布志の臨海工業団地の中にある企業に勤務している兼業農家で、トラクター、4 条田植機、ハーベスタ等が揃っております。取得後は、早期水稻を作付けする予定とのことです。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)

議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 139 番を審議いたします。
		吉野委員説明をお願いいたします。
委員	吉野	はい、番号 139 を報告いたします。
		譲渡人は、神奈川県中郡大磯町東町〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 63 歳でございます。
		申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、申請地の場所は、安楽の東九州自動車道が工事中の所で安良集落に松崎農機がございますが、その隣の道路を西側の方に下りて行きますと通称三郎丸の水田がございますがその中心にあります。
		〇〇さん宅からは、3 キロのところがございます。
		〇〇さんは、認定農業者であり夫婦で早期水稻を主に栽培しております。申請地も水稻を作付けするとのことでした。
		〇〇さんは、育苗ハウスを持っておられまして、米苗から乾燥まで全て自前で、それに必要な機械等も全て保有されており水稻の専業農家でもございます。近隣の農地も管理をされていまして広く経営しておられます。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。以上、報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 140 番を審議いたします。
		小園委員説明をお願いいたします。
委員	小園	会長から依頼のありました、番号 140 番を報告したいと思えます。
		譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。

		<p>申請地は議案書に記載されているとおりでございます。申請地の場所ですが、松山町と志布志町境に安楽川が流れております。その橋を渡りまして登りきった所に下柳橋停がございます。そこを右に約 300 メートル、さらにそこから右に約 200 メートル進んだ右手の場所でございます。現在耕耘がされておりました。</p> <p>もう一筆の方は、そのバス停をさらに志布志方面に 300 メートル程進みまして、そこをさらに右に約 50 メートル行った左手の土地でございます。芝が作付けをされております。</p> <p>本人宅からは、約 5 分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、芝、大根、甘藷を主に栽培されておりました。申請地にも甘藷、芝を作付けする予定とのことございました。</p> <p>また、トラクター 10 台等を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、7 ページ、番号 141 番を審議いたします。</p> <p>吉松委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉松	<p>会長より依頼のありました、番号 141 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道 3 号南之郷・志布志線にある立花迫から、県道 112 号今別府・串間線に入り、約 4 キロ串間方面へ進みますと、右側に柳井谷集落入口の橋があり、そこから西へ約 1 キロに入った山間の水田です。</p> <p>この地域は、県営中山間地域所得向上支援事業で基盤整備事業が行われ</p>

		<p>ており、この2筆が1枚の水田になっていました。事業が終わっておりましてので、耕地林務水産課に確認したところ、換地事務処理は2年後位になるということでした。権利異動等は支障ありません。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、所有地、借地の関係から農作業の効率化を考慮して志布志町安楽の尚志館高校近くに住んでおりますが、実家は串間市に近い柳井谷の出身で、母と常雇いの作業員で水稻作、飼料作の他50頭の生産牛と36頭の子牛を飼育しています。</p> <p>耕作面積は、自作地、借地合わせて約7ヘクタールを作付けしております。ほとんどの農業機械も取り揃え、肉用牛と水稻の営農類型で認定農業者でもあります。</p> <p>山の日陰等で、鹿や猪の被害もあるので、稲作は見込めず飼料作物を作付けしたいとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号142番を審議いたします。</p> <p>小園委員説明をお願いいたします。</p>
委員	小園	<p>会長より依頼のありました、番号142番について報告をいたします。</p> <p>譲渡人は、宮崎県串間市寺里〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりであります。場所ですが、志布志の横下というところにアイショップがあります。それをさらに田之浦方面に進みまして途中から橋之口の方に下りて行きますと安楽川を渡ります。それをさらに進みますと井久保自治会の公民館があります。その公民</p>

		<p>館から手前の方に約 200 メートルの所で志布志寄りを右に約 300 メートル下りたところの土地でございます。ここは、現在何も作付けをされてなくて飼料を作付けした跡になっておりました。残りの 3 筆ですが、さらに井久保公民館を進みますと小久保自動車という整備工場があります。そこから約 300 メートル進みまして、右に約 100 メートル下りた所の土地でございます。ここは、現在飼料が作付けされておりました。</p> <p>本人宅からは、約 15 分のところにあります。</p> <p>株式会社〇〇さんは、デントコーン、ケール、キャベツを主に栽培されておりました申請地にもデントコーン、キャベツをそれぞれ作付けする予定とのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター15 台等を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、8 ページ、番号 143 番を審議いたします。</p> <p>隈元委員説明をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました、番号 143 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線を田之浦方面へ行きますと大野原集会施設がありますがそこから東へ 200 メートル程行った所の左側にあります。本人宅からは、300 メートルのところですよ。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で甘藷 3 ha、水稻 8 a を栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 3 台、甘藷ハーベスタ 1 台、田植機 1 台、ダンプ</p>

		<p>1台、軽トラック1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつまましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございましますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号144番を審議いたします。</p> <p>中之内委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	中之内	<p>会長より依頼のありました、番号144番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市郡山町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございまします。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで2筆ございまします。場所ですが伊崎田8543番2の田の方ですけど、伊崎田小学校から伊崎田川路方面の北東へ約1キロの所にあります。また、伊崎田8720番2の畑でございましますが伊崎田小学校から北東へ約300メートルの所にあります。</p> <p>本人宅からは、どちらも5分程度のところにおいでございまします。</p> <p>〇〇さんは、夫婦2人でお茶を主に栽培されておひ、申請地の田の方は水稲、畑は現況お茶が栽培されておひますがそのままお茶を引継ぐとのことにおいでございまします。</p> <p>農機具は、お茶の摘菜機2台、防除機、軽トラック、2トントラック3台などを所有されておひます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつまましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございましますので、お諮りします。これを認めること</p>

会場		<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 145 番を審議いたします。</p> <p>番号 145 番と 9 ページ番号 146 番は、南委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、南委員には、ここで、退席をお願い いたします。</p>
議長	山下	<p>(委員 退席)</p> <p>番号 145 番と 9 ページ、番号 146 番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>野口委員説明をお願いいたします。</p>
委員	野口	<p>番号 145 番と 9 ページ、番号 146 番は、関連がございますので、一緒に説明いたします。それでは、145 番から報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。場所は、志布志自動車学校の方から宇都鼻へ約 3 キロ進むと菱田川の田尾橋がありますが、その田尾橋を渡ってすぐ左折して 100 メートル進んだ所をまた右折して 300 メートル程進んだ所になります。蓬の里の丁度南東の 600 メートルぐらいの位置で高速道路買収地の残地になります。</p> <p>〇〇さん宅からは、車で約 3 分のところ です。</p> <p>〇〇さんは、約 60 アールで水稻、飼料を作付けされておりますが、申請地には飼料を作付けするとのことです。</p> <p>それと、番号 146 番ですが、譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さん、譲受人は、同じく〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりですが、場所は、先に報告した 145 番の隣になります。同じく飼料を作付けするとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われ ます。また周囲の状況からも支障はないと思われ ます。</p> <p>ご審議方よろしくお願 いたします。</p>

議長	山下	はい、ご苦労様でした。それでは、番号 145 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、9 ページ、番号 146 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで南委員の入室を許可します。 (南委員 入室)
議長	山下	次に、番号 147 番を審議いたします。 番号 147 番と番号 148 番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 それでは、中之内委員説明をお願いいたします。
委員	中之内	それでは、147 番と 148 番を報告いたします。 始めに、147 番ですが、譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。 申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、場所は、志布志市役所本庁舎から南西へ約 200 メートルの所で吉川農産の隣となります。本人宅から約 15 分でございます。 続きまして、番号 148 番ですが、譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく〇〇さんでございます。 申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、この場所は、有明町通山の尚志館高校より西へ約 500 メートルの所でございます。



		<p>本人宅からは、約 20 分のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、夫婦 2 人で水稻を主に栽培されており、申請地にも水稻を作付けする予定とのことをございます。</p> <p>農機具は、トラクター1台、脱穀機、田植機などを所有されておられます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞様でした。それでは、番号 147 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号 148 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、10 ページ、番号 149 番を審議いたします。</p> <p>諏訪委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	諏訪	<p>それでは、会長より依頼のありまました番号 149 番をご報告いたします。</p> <p>譲渡人は、曾於市大隅町岩川〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとおりですが、場所は、JA あおぞらの福祉センター第 2 施設のすぐ隣のほ場になります。</p> <p>本人宅からは、約 1.5 キロのところにございます。</p> <p>〇〇さんは、主に水稻・野菜・牧草を栽培されておられます。申請地にも水稻・野菜を作付けするということでございまました。</p> <p>農機具は、トラクター1台、軽トラ 1 台を保有されておりました。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号150番を審議いたします。</p> <p>南委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	南	<p>会長より依頼のありました、番号150番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。親子間による贈与であります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、場所は、田につきては、元平山自治会前のハウス団地の西側にあります。畑は、茶畑でございまして平山自治会の東隣にあります。</p> <p>〇〇さん宅からは、約7キロメートルでありました。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家でありまして、米を作付けされております。今回取得する田には米を作付けし、茶畑はそのまま茶畑として利用するということとございます。</p> <p>農機具は、保有されておりませんが、作業委託等により耕作するということとございました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひ致します。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>

会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 151 番を審議いたします。 立山委員説明をお願いいたします。
委員	立山	会長より依頼のありました、番号 151 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町山重〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、場所は、国道 269 号線の芝用交差点より志布志方面へ 300 メートル行き、三差路の農道を左折して 200 メートル入った右側の畑です。 本人宅からは、100 メートルぐらいところにございます。 〇〇さんは、夫婦 2 人で水稻と繁殖牛 13 頭、育成と子牛 8 頭を経営されておりました。申請地には牧草を作付けする予定とのことです。 農機具は、牧草収穫機一式と田植機、ハーベスタ等を保有されておりました。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、11 ページ、番号 152 番を審議いたします。 同じく、立山委員説明をお願いいたします。
委員	立山	会長より依頼のありました、番号 152 番を報告します。 譲渡人は、志布志市有明町山重〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、場所は、山重小学校前の 269 号線を岩川方面へ 200 メートル行き、県道 513 号線と交わりますが大隅の

		<p>方に 500 メートルくらい行ったところの右側になります。現在、耕運されておりました。</p> <p>本人宅からは、約 2 キロメートルのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦 2 人と大崎町の会社に勤務されている息子さん夫婦で水稲と甘藷、野菜を栽培されておりました。</p> <p>農機具は、トラクター 1 台、田植機、バインダー、ハーベスタを保有されています。収穫に関しては認定農家の方に依頼をしているということがありました。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 4、議案第 93 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 5、議案第 94 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、13 ページ、番号 68 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された白坂委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 94 号、番号 68 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 12 月 4 日、調査委員は吉松委員、前迫委員と私、事務局 2 名でした。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、東京都港区港南〇丁目〇〇番〇号〇〇ビル〇階の株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 5 ページから 7 ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p>
委員	白坂	

		<p>場所は、松山町泰野に 119 号塗木大隅線からやっちくふれあいセンターの施設を南西へ抜けたところにある南中公民館から 100 メートル南へ行った所にあります。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側も畑、西側も畑です。排水は、畑の入口に排水溝があるのでそこを利用するとのことでした。指導内容として、畑かんのパイプが埋設されているのでその地上部を空けて設置するよう了解をとりました。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 69 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された吉松委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉松	<p>議案第 94 号、番号 69 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 12 月 4 日、調査委員は白坂委員、前迫委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、千葉県松戸市六高台〇丁目〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さん他 4 名です。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 8 ページから 10 ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市道町原線の町原交差点から 300 メートル程東へ行きますと左側にうなぎの駅、右側に志布志中央クリニックがあり、その東側から市道</p>

		<p>牧・町原線を約 500 メートル進んだ西側の少し奥まった所にあります。</p> <p>総会資料 9 ページ、10 ページをご覧ください。ページの上に見える少し大きく見える道路が志布志中央クリニック方向から来る市道牧・町原線です。現在は、セイダカアワダチソウが生い茂り荒れた状態になっています。</p> <p>敷地は、少し変則的な三角形をしておりますが、住居・駐車スペースを含めた貸家 2 棟を建設する予定とのことです。</p> <p>10 ページの地積図を見ていただきますと分かりますが、北側は公衆用道路、東側と南側は分譲予定地として区分されており一部建設も始まっています。西側の地目は山林となっています。</p> <p>排水は、敷地の北側にある公衆用道路と排水溝を利用することによって、配水の問題はありません。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、14 ページ、番号 70 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された吉松委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉松	<p>議案第 94 号、番号 70 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 12 月 4 日、調査委員は白坂委員、前迫委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでした。</p>

	<p>別紙説明資料は 11 ページから 13 ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、総会資料 12 ページをご覧ください。ページの左端が国道 220 号からホームマンの方へ向かう市道 58 号町原弓場ケ尾線ですが海老原皮膚科、食べ処たつまさの一つ北側の公衆用道路を東へ約 100 メートル行った所の右側にあります。</p> <p>転用目的は建売住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は原野、南側は宅地、西側は公衆用道路です。申請地は北側と西側の公衆用道路が交わる角地にあり、道路よりも最大で 50 センチ程低く、東側と南側の境界はブロック積みをして埋土をすることになりますが、配水については、西側の公衆用道路にある排水溝を利用できるため、問題はないものと思われます。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>	
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 71 番を審議いたします。
		現地を調査された前迫委員の報告をお願いいたします。
委員	前迫	議案第 94 号、番号 71 番ですが、去る 12 月 4 日に現地調査を行ないましたので、その結果を報告いたします。総会資料の 14 ページから 16 ページとなっております。お目通しをお願いします。
		譲渡人は、熊本県熊本市北区榆木〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地の〇〇さんで、農業用倉庫等を建設したいということで、申請がなされたわけでございます、場

		<p>所でございますけれども、昭和・弓場ケ尾線をさかうえの所から駒水酒店県道に出る道路がございます。その中ほどに川畑という工務店がございましてその道路を挟んで北側に 10 メートルくらい入った所でございます。弓場ケ尾の集会所の隣でございます。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>周囲の状況を申し上げますと、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は原野、西側は公衆用道路となっております。</p> <p>申請地は、1 種農地ということではございますけれども、周辺に住宅が立ち並んでおり、また、農業用の施設ということで、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 72 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された白坂委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	白坂	<p>議案第 94 号、番号 72 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 12 月 4 日、調査委員は吉松委員、前迫委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんと志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇の〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 17 ページから 19 ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道 65 号線南之郷志布志線を志布志から末吉方向へ向かう途中にある廣寿司の東側 50 メートルのところ です。</p> <p>転用目的は一般住宅です。今、借家住まいですので住宅を建築するものです。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側も西側も畑です。排水は、近</p>



		<p>くの側溝を利用するとのことでした。土地が低いようなので配水に気をつけるようアドバイスしました。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p> <p>いませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること</p> <p>にご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、15ページ、番号73番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された前迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	前迫	<p>5条の73番です。</p> <p>総会資料は20ページから22ページになりますので、お目通しをお願い</p> <p>します。</p> <p>この申請は、〇〇さんという方が市の方からこの申請地を買い受けて住</p> <p>宅を建設したいという申請でございます。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所でございますけれども、志布志から八郎・潤ヶ野に行く県道がござ</p> <p>います。その県道の所にたちばな保育園がございませぬ。その保育園の北側</p> <p>に位置する県道沿いでございませぬ。</p> <p>周囲の状況を申し上げますと、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は畑、</p> <p>西側は公衆用道路です。排水につきましては、この県道の方に側溝が敷設</p> <p>してありますのでそれを利用するということでございます。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地でございますが、</p> <p>集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満</p>

		<p>たしていると思われま。また、申請地の周辺につきましても宅地化されている状況でございます。</p> <p>以上の点から、これを転用しても周囲に及ぼす影響はないもの思われ、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。以上でございます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号74番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された中之内委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	中之内	<p>議案第94号、番号74番について報告いたします。</p> <p>資料は23ページから25ページでございます。</p> <p>調査日は12月4日、調査委員は諏訪委員と私、事務局より2名でございました。</p> <p>譲渡人は、曾於郡大崎町横瀬〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。立会人も、〇〇さんでございました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所ですが、有明町蓬原にあります蓬の里から南へ約200メートルの所でございます。</p> <p>転用目的は、山林、通路です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は山林、南側も西側も山林となっております。現況にパイプハウスがあるため、残さず撤去するよう指導いたしました。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>ご審議方、よろしくお願い致します。</p> <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 75 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された諏訪委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 諏訪</p>	<p>それでは、議案第 94 号、番号 75 番についてご報告させていただきます。</p> <p>調査日は 12 月 4 日、調査委員は中之内委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんと曾於郡大崎町神領〇〇番地〇の〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 26 ページから 28 ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、〇〇さんの宅地の周囲になっております。総会資料の 27 ページを見てもらえばと思います。</p> <p>転用の目的は農業用倉庫を造るということでございました。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側も宅地、南側は畑、西側は公衆用道路となっております。排水は、良好でございました。また、隣接への影響もほとんどありません。その他、指導内容も特にございませんでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当しますが申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願い致します。</p> <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>

会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第5、議案第94号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第95号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。
委員	吉松	17ページ、番号46番を審議いたします。 現地を調査された、吉松委員説明をお願いいたします。 議案第95号、番号46番について報告いたします。 調査日は12月4日、調査委員は白坂委員、前迫委員と私と、事務局から2人でした。 申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は代理人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 別紙資料は29ページから31ページです。 場所は、県道63号志布志福山線の大迫橋から、県道523号志布志有明線に入り市役所本庁へ進みますと、途中に岩田精米所があります。この西側の道路を約1キロメートル南へ進んだところに位置します。 周囲の状況ですが、北側は山林、東側も山林、南側も西側も山林です。 集落のはずれから、約700メートルの狭小な通路で農業機械の通行も出来ない状態にあります。この道の先には、〇〇さんの畑しかなくこれまで一人で維持管理してきましたが、荒廃状態がひどく、〇〇さんも高齢となり通路の維持管理をすることができない状況となっています。農地への回復は困難です。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

<p>会場 議長 山下</p>	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長 山下</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第6、議案第95号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第96号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>主任主査 中尾</p>	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第96号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、19ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく 行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として交付するものです。</p> <p>始めに、番号47の願出人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町志布志字杉木2196番6畑41㎡でございます。申請地は、志布志郵便局より、市道昭和・弓場ヶ尾線を北へ600m程坂を進み、上り終えたところから南へ約100m進んだところの土地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>続いて、番号48の願出人は、志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町帖字中丸9804番田1,977㎡でございます。申請地は、県道112号 今別府串間線を志布志から串間方面へ向かい長岡セントラルファームを過ぎたところを右折し、志布志柳井谷3号線を約100m進み、右折し、北西に農道へ入り約500m進んだ所の西側の土地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>続いて、番号49の願出人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町野神字中岡3624番畑688㎡でございます。申請地は、広域農道沿いにあります曾於地区森林組合より、大崎方向に 約80m進んだと</p>

	<p>ころを右折し、市道森林組合前線を東へ約200m進んだところを左折し、さらに北へ約50m進んだ所の東側の土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>最後に、番号50の願出人は、鹿児島市郡山町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町伊崎田字山ノ口前9173番1畑610㎡でございます。申請地は、伊崎田小学校より県道63号志布志・福山線を大隅方向に約150m進んだ所を右折し、市道山ノ口・川路線を約450m進んだ所の東側の土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号47と48を西江園委員、谷口委員、福重委員、番号49と50を立山委員、萩迫委員、南委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>(なし)</p>
<p>会場 議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長 山下</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>次長兼係長 桑迫</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第7、議案第96号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第97号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第97号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、21ページから24ページとなっております。</p> <p>最初に21ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成29年12月28日で、田が7,542㎡で、畑が4,208㎡、樹園地が2,723㎡です。所有権を移転する者6人、所有権の移転を受ける者5人で、</p>

売買によるものです。

次に、22ページから24ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。22ページの番号33の所有権を移転する者は、志布志町志布志の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町泰野の〇〇さんで、甘藷等の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で1,217㎡の畑で、土地代金は11万円です。移転時期等につきましては、平成30年1月5日を予定しております。

番号34の所有権を移転する者は、熊本県熊本市東区の〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で2,276㎡の田で、土地代金は46万円です。移転時期等につきましては、平成30年1月5日を予定しております。

番号35の所有権を移転する者は、鹿児島市星ヶ峯〇丁目の〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。

設定面積は、2筆で2,299㎡の田で、土地代金は46万円です。移転時期等につきましては、平成30年1月5日を予定しております。

23ページの番号36の所有権を移転する者は、志布志町安楽の〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、生産牛飼育の規模拡大を図るということです。

設定面積は、6筆で4,289㎡の田と、3筆で801㎡の畑で土地代金は102万円です。移転時期等につきましては、平成30年1月5日を予定しております。

24ページをお開きください。番号37の所有権を移転する者は、有明町伊崎田の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町伊崎田の〇〇さんで、甘藷等の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で868㎡の畑で、土地代金は35万円です。移転時期等につきましては、平成30年1月5日を予定しております。

番号38の所有権を移転する者は、有明町伊崎田の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町伊崎田の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんでお茶の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で2,723㎡の畑で、土地代金は230万円です。移転時期

<p>議長 山下</p>	<p>等につきましては、平成30年1月5日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませぬか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定について事務局で説明いたします。</p>
<p>主幹兼係長 新村</p>	<p>議案第97号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、25ページから55ページとなっております。</p> <p>まずは、議案書25ページの利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成29年12月28日で、始期は平成30年1月1日であります。</p> <p>設定期間が、3年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が7万7,787㎡、畑が7万3,338㎡、樹園地が24万6,136㎡で、合計しますと39万7,261㎡となります。</p> <p>申請件数は、69件となり、うち更新分は21件で16万9,325㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が69名で、利用権の設定を受けようとする者の数が21名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より48名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては26ページからの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第97号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定の説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、26ページ、番号1番から2番までを審議いたします。</p>



会場		これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
議長	山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号3番を審議いたします。 番号3番は、隈元委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、隈元委員には、ここで、退席をお願いいたします。
議長	山下	(隈元委員 退席) それでは、番号3番を審議いたします。これについて、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。 これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 ここで、隈元委員の入室を許可します。 (隈元委員 入室)
議長	山下	次に、27ページ、番号4番から40ページ番号42番までを審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、40ページ番号43番と、41ページ番号44番を審議いたします。 番号43番と番号44番は、原田委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、原田委員には、ここで、退席をお願いいたします。

		(原田委員 退席)
議長	山下	それでは、番号 43 番と番号 44 番を審議いたします。これについて、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。 これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 ここで、原田委員の入室を許可します。
		(原田委員 入室)
議長	山下	次に、41 ページ、番号 45 番から 45 ページ番号 46 番までを審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、45 ページ番号 47 番から、46 ページ番号 49 番までを審議いたします。 番号 47 番から番号 49 番までは、吉野委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、吉野委員には、ここで、退席をお願いいたします。
		(吉野委員 退席)
議長	山下	それでは、45 ページ番号 47 番から、46 ページ番号 49 番までを審議いたします。これについて、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。 これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 ここで、吉野委員の入室を許可します。

		(吉野委員 入室)
議長	山下	次に、46 ページ、番号 50 番から 55 ページ番号 72 番までと、25 ページの総括表を審議いたします。
		これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって日程第 8、議案第 97 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第 9、議案第 98 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。
		事務局で説明いたします。
次長兼係長	桑迫	それでは、議案第 98 号の農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。
		議案書は 57 ページとなっています。
		番号 41 番の申出者〇〇さんは、松山町新橋にお住いの方で、売買の申出でございます。土地は、松山町新橋字香ノ田 774 番畑で 1,146㎡と、同じく 775 番畑で 1,976㎡と、同じく 781 番 2 畑で 3,422㎡の 3 筆です。
		土地の場所は、市道 53 号中山・豊留線の狩川公民館前から南へ 230 メートルほど進んだ右側にあります。畑は、現在 何も耕作されていませんが、耕作可能です。
		あっせん委員の指名につきましては、谷口委員と大迫委員でご提案いたします。
		番号 42 番の申出者〇〇さんは、愛知県名古屋市中区東大曾根町にお住いの方で、売買の申出でございます。
		土地は、松山町新橋字中山 5843 番 3 畑で 3,285㎡と、同じく 5845 番 1 畑で 3,868㎡の 2 筆です。土地の場所は、県道塗木・大隅線の高規格道路松山インター前から泰野の方へ 150 メートルほど進み左折し、市道栗須田・中山線を北へ 900 メートルほど進んだ右側にあります。畑は、現在 飼料が耕作されています。

あっせん委員の指名につきましては、谷口委員と大迫委員でご提案いたします。

番号43番の申出者〇〇さんは、鹿屋市祓川町にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町蓬原字山後2331番1畑で4,060㎡と、同じく2328番3畑で4,832㎡と、同じく2341番1畑で1,499㎡と字楠原2743番1畑で1,714㎡の4筆です。

土地の場所は、曾於街道のJAあおぞら西部支所の給油所前から市道重田・岩屋線を重田の方へ1.1キロメートルほど進んだ左側に楠原字の畑が有ります。山後の畑は、そこから100メートルほど進んだ左側にあります。畑は、現在 お茶が耕作されています。

あっせん委員の指名につきましては、上野委員と諏訪委員でご提案いたします。

番号44番の申出者〇〇さんは、有明町原田にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町蓬原字大堀1269番1田で2,073㎡と、同じく1269番2田で948㎡の2筆です。

土地の場所は、宇都中学校グラウンド前から市道宇都鼻・荷返線を荷返の方へ900メートルほど進み左折し、市道花立・荷返線を北へ180メートルほど進んだ右側にあります。

田は、現在、何も耕作されておらず、耕運がされています。

あっせん委員の指名につきましては、諏訪委員と原田委員でご提案いたします。

番号45番の申出者〇〇さんは、松山町尾野見にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、松山町尾野見字前段3020番1畑で273㎡と、字黒石3052番1畑で2,727㎡と、同じく3059番2畑で1,656㎡と、字和田3564番3田で1,300㎡と、同じく3564番4田で786㎡の5筆です。

土地の場所ですが、県道柿木・志布志線の富松商店前から志布志方向へ440メートル進み、右折し、県道尾野見・伊崎田線に入り100メートルほどで尾野見橋があります。橋を渡ったところから北へ400mほど進んだところに和田の田があります。田は、現在 何も耕作されていませんが、耕作

<p>議長 山下</p>	<p>可能です。前段の畑は、尾野見橋から200メートルほど進んだ右側にあります。黒石の畑は、県道を更に150メートルほど進んだところにあります。</p> <p>畑は、現在、飼料が耕作されています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、中村委員と隈元委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第98号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしく お願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦勞様でした。</p>